

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 令和7年度税制改正大綱 資産課税編
2. 税務カレンダー（2025年3月、4月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

何をやるにしても考えて考え抜く。それが私の一生である。

出光佐三（出光興産創業者）

※経営者100の言葉より引用

令和7年度税制改正大綱 資産課税編

◆結婚・子育て資金の贈与非課税は2年延長

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度（直系尊属からの贈与について結婚資金は300万円まで、子育て資金は1,000万円までを非課税）は、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）にあることを勘案し、2年間の延長となりました。

◆法人版事業承継は役員就任要件を見直し

事業承継における非上場株式等の贈与税の納税猶予制度の特例措置は、経営承継円滑化法による特例承継計画の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与により取得した後継者の贈与税の納税を猶予し、贈与者の死亡等により猶予税額の納付を免除するものです。

特例措置の適用期限は、令和9年12月31日です。これまで後継者である受贈者には贈与日まで引き続き3年以上、当該法人の役員に就任していることが要件となっていました。令和6年12月31日で役員に就任していない場合でも、贈与の直前に役員に就任していれば適用できるようになります。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

◆個人版事業承継は事業従事要件を見直し

事業承継における個人の事業用資産の贈与税の納税猶

予制度の特例措置は、経営承継円滑化法による個人事業承継計画の認定を受けた後継者が宅地等、建物、その他減価償却資産の事業用資産を先代経営者から贈与により取得した場合、贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予税額の納付を免除するものです。

特例措置の適用期限は、令和10年12月31日です。これまで後継者である受贈者には贈与日まで引き続き3年以上、当該事業に従事していることが要件となっていました。法人版事業承継税制の改正と併せて、贈与の直前に事業に従事していれば適用できるようになります。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

◆設備投資の固定資産税軽減は2年延長

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者の生産性向上や賃上げに資する機械・装置等の設備投資について固定資産税の課税標準の特例措置を見直しのうえ2年延長します。

賃上げ方針を計画に位置付け、雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる場合、最初の3年間は課税標準の2分の1が減免され、3%以上引き上げる場合、最初の5年間は課税標準の4分の3が減免されます。

2025年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月17日

- 前年分贈与税の申告（2月3日から3月17日まで）
- 前年分所得税の確定申告（2月17日から3月17日まで）
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：6月2日）
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

2025年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月30日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 軽自動車税(種別割)の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）

おすすめ書籍のご紹介

会社はあなたを育ててくれない

「機会」と「時間」をつくり出す働きかたのデザイン

ジャンル スキルアップ・キャリア 人事
著者 古屋星斗
出版社 大和書房
出版日 2024年12月01日
評点
総合 4.0
革新性 4.0
明瞭性 4.0
応用性 4.0

本書は、主に若手社員に向けて、新しい働きかたを設計するうえでの指針を示した一冊である。著者の古屋星斗氏は、社会人2000人以上を対象とした調査をもとに、若手社会人が抱える不安や焦りの原因とともに、「新しい安定」を実現するための具体的な道筋を描き出す。

注目すべきキーワードは、「寄り道」と「近道」だ。「寄り道」とは、計画外の機会を取り入れることであり、「近道」とは、ある専門性を得るために必要なスキルや経験を効率よく積み上げる工夫を指す。これらのアプローチを組み合わせることで、豊かなキャリアが実現できるという。その方法論は実に前向きで、「私にもできる」と背中を押してくれるものである。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091